

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年三月十九日奈良県指令建第九二―二二〇号

平成二十七年十一月十八日奈良県指令建第九二―二二〇―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年一月十三日建第八六〇七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市當麻元當麻方四一九番二、四一九番四、四一九番六及び四二二三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一一六六番地

西沼康友

西沼示左子

一 許可番号

平成二十七年七月三十日奈良県指令建第九六―四六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年一月十四日建第八六〇八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

宇陀市榛原萩原元萩原八一〇番一、八一八番一、八一八番四、八一八番五、八一八番六及び二八八一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀市榛原萩原二五五九番地

熊本憲之

一 許可番号

平成二十七年十月十三日奈良県指令建第九六一〇四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年一月十五日建第八六〇九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年一月十五日建第五一四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字奥田三四番九、三五番一、三五番二、三五番三、三五番四、三五番

五、三五番六、三五番七、三五番八、三五番九及び三五番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字小林三〇八番地の一

植田好秀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字奥田三四番九及び三五番一

水路 大和高田市大字奥田三五番二